

質問要旨 記者会見において、委託業者が悪く市に非は無いとの責任転嫁の発言は、適切と考えているのか。

答弁要旨

今回の USB メモリー紛失事案につきましては、USB メモリー紛失の一報が本市に入った後、直ちに、本市職員が BIPROGY 株式会社の関係者及び運搬した社員から直接聞き取りを行い、事実関係を整理したうえで、紛失を把握した翌日に記者会見を開き、事実を公表したものでございます。

記者会見の内容については、冒頭に市民の信用を失墜したことについて謝罪するとともに、本市が把握した事実関係に基づき真摯に説明を行った上で、市のチェック体制の不備も認めており、事業者に責任転嫁するといったものではなかったと認識しております。

以上

質問要旨 外郭団体が守秘義務違反、信用失墜行為などの理由で、パワーハラスメントを行い職員の締め付けを行う行為について、本市の見解をお聞かせください。また、今回のように内部不正の告発文書を出して違法と判決を受けた事例はあるのか。

答弁要旨

緑化公園協会に確認したところ、緑化公園協会事務局長通知の趣旨は、財団職員の雇用契約上の守秘義務や信用失墜行為の禁止など、職員が守るべき責務や処分につながる事項を明確に説明したうえで、団体が違法な行為を行っている事実を知りえた場合には、公益通報制度を活用することが、職員の身分を守ることに繋がるとを、全職員に対し通知したものであると聞いております。

したがって、市としましても、この周知を行ったことは、組織の規律順守のために必要な行為であり、議員が指摘するようなパワーハラスメント行為ではないと考えております。

(次ページへ続く)

また、この通知については、組織職員の守るべき就業規則上の規律を明確にしたものであり、この通知が違法とは考えておりません。

内部不正について文書をもって告発をした場合につきましては、必ずしもその告発は適法となるものではなく、裁判例をみましても、社会通念上、不相当な手法で告発をしたときや、自己の思い込みなどから客観的な事実と明らかに相違した告発を行ったときなどには、その内部告発が違法と評価されることがあるところでございます。

以上

(保健担当局長答弁)

別府議員 1003

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 殺処分について、本市が掲げる目標は。また施設の改修でこれまでのイメージを払拭できるのか。

答弁要旨

本市におきましては、これまで殺処分ゼロを目指して、不妊手術費用の助成や収容動物の譲渡等を積極的に進めてまいりました。

その結果、殺処分数につきましては、年々減少しておりますが、病気やケガで回復の見込みがなく、譲渡先が見つからない場合などは、現在でもやむを得ず殺処分に至るケースがございます。

本市といたしましては、譲渡を促進するために動物愛護センターの改修を進めているところであり、現在策定中の実施方針においては、「理由なき殺処分ゼロ」を目指して、施策の方向性等を整理しているところです。

また、改修後の施設は譲渡の促進に向け、内装は温かみのある配色とし、動物の過ごしやすい環境へと整備するため、従来のイメージとは大きく異なるものと考えております。

(以上)

質問要旨 調査委員会での調査は、全容解明には、最大6か月かかると聞いているが、事案から2か月半経った現在の進捗状況は。

答弁要旨

調査委員会
におきましては、USB メモリーにとどまらず、今回の委託業務全般における個人情報漏えいの可能性を視野に入れ、関係者への事情聴取やパソコン、サーバ等のデータ解析など、幅広く、精力的に事実関係の検証を進めていただいているところです。

以上

質問要旨 セキュリティカードと個人の紐づけと入室記録
の人物特定の方法は。

答弁要旨

セキュリティカードの IC チップには固有の番号が付されており、カードの発行にあたっては、その番号と事業者から申請のあった個人を紐づけております。

次に、カードの利用者を特定する仕組みにつきましては、顔認証といった仕組みではなく、そのカードが利用されるたびに記録が残り、誰が、いつ、どこに入室したかを把握できるようになっております。

また、本事案がありましたことから職員の同行なしで事業者のみが入室できないようカードの入室権限の変更を行っております。

以上

(吹野副市長答弁)

別府議員 2003 作成部局 総務局 No.1

質問要旨 (USBメモリー紛失者が)雨の日に路上で寝ていた件について、調査委員会の調査結果と本市の見解は。また、市長在任中に市職員の処分や委託業者に対する損害賠償を行う予定か。行うのであればその内容は。

答弁要旨

7月の市議会臨時会でご答弁いたしましたとおり、紛失者は路上で寝ていたと委託業者から報告を受けておりますが、その寝ていた場所の特定や状況の詳細については、USBメモリー紛失事案調査委員会において調査中でございます。

また、市職員の処分や委託業者に対する損害賠償請求といったことにつきましても、今後の調査委員会からの報告を踏まえる中で、稲村市長の任期中に決着をつけるべく、事務を進めてまいります。

以上

質問要旨 この事案により万が一協会より間違っ
て処分された場合、市は指導を行わないので
しょうか。行わない場合、パワハラに遭っ
ている職員を守れない、指導を行わない理
由をお聞かせください。

答弁要旨

緑化公園協会からは、今回の事案により、例
えば市や民間からの業務委託が打ち切れ、
緑化公園協会に不利益が生じた場合には、
職員の「守秘義務違反」及び「信用失墜行
為」に当たる行為かを検討することとしたも
ので、現在、そういった事態になっていな
いため、調査する予定はないと聞いていま
す。

したがいまして、先程、ご答弁したとお
り、市としまして、緑化公園協会が事務局
長通知を行ったことは、組織の規律順守
のために必要な行為であり、議員が指摘
するようなパワーハラスメント行為では
ないと考えており、特に指導をする必要
はないと考えていますが、仮に、こうした
一連の事案により、職員がパワハラであ
ると相談があった場合には、適切に対
応するよう指導する考えであります。

以上

質問要旨 設計変更にかかる本市の契約事務はどのように処理されているのか。また、受託業者における業務の不履行を防ぐ規程を定めたほうが良いのではないか。

答弁要旨

契約締結後に契約内容の変更が生じる場合は、変更内容の性質や、変更に至る事情に応じ、適切に契約変更の手続きを行うよう、発注各課に求めています。

また、受託業者における契約業務の不履行の防止については、契約課から庁内に文書を発出しており、契約期間中であっても適宜、進捗状況を把握するなど、仕様書に記載している内容と委託業務の履行状況が整合していることについて確認等を行い、履行を確保するよう求めています。

以上

質問要旨 当時、受託側の緑化公園協会に現役の造園職の市職員がいたのに、受託内容の未履行の際のチェック機能が働かなかったのか。

答弁要旨

令和3年度は、緑化公園協会へ造園職3名を派遣しております。

その派遣職員が、市に提出する業務報告書を作成するにあたり、業務を振り替えることについて、事前に協議や承認は行っているものの、その内容を記録した文書を作成していないものや、中には未協議で実施した業務が一部あることに気がつきました。

このことから、市と緑化公園協会では対応を協議し、業務を振り替える場合には、両者で事前に協議を行った内容を、書面に残すことを徹底することとしたものです。

こうしたことについては、派遣した造園職員によるチェック機能が働いた結果と考えています。

以上

質問要旨 退職者に対して、退職理由等のヒアリングを行ったのか。そこで聞き取ったことにより、組織として取り入れるべきことがあったのなら、その内容を教えてください。

答弁要旨

職員が退職の意向を示した際に、所属においてその理由を聞き取っており、局としても把握しております。

造園職員につきましては、その専門性から異動先が少なく、また公園の管理といった決められた業務の範囲内で仕事を行うことが多く、それが組織の硬直化と造園職員のモチベーションの低下を招いているものと考えています。

そのため、令和2年度以降、造園職員を緑化公園協会に派遣し、また緑化公園協会から派遣を受け入れるなど人事交流を行っております。これにより、造園職員が協会の強みである緑化推進のための普及啓発活動に携わるなど、造園職として活躍できる場を広げる一方、緑化公園協会との円滑な意思疎通や今後の緑化行政の推進にも寄与するものと考えております。

以上

質問要旨 本市と外郭団体の関係において、代表である市長や副市長などの非常勤の役員がどこまで指導する立場にあるのでしょうか。また、このような問題があっても業務委託契約は行わざるを得ないのでしょうか。

答弁要旨

緑化公園協会の理事長を、副市長が務めている理由につきましては、緑化公園協会が市と一体になり、緑化基金やチューリップ運動、花まち委員会など、市民や事業者も巻き込み、その協力もいただきながら、尼崎市全域の緑化の普及啓発や促進を進めるという公益目的を効率的効果的に達成するため、就任しているものでございます。

一方で、理事長は非常勤であることから、常勤の常務理事を置くことにより、日常的な組織運営を行っているところでございます。

なお、緑化公園協会におきましては、定期的に理事長以下の経営会議を行い、組織や人事上の課題や、運営課題などを共有したうえで、財団運営を行っているところでございます。

(次ページへ続く)

また、今回の場合、6月議会で答弁しましたとおり、振り替えた業務につきましても、同様に、協会から振り替えた内容の業務報告書の提出を受け、業務が完了していることに合わせて振り替えた内容が金額的に不足が生じていないことも確認したうえで支払っていることから、適正に事務処理を行っているものと考えており、事業継続が困難となる問題があるとは考えておりません。

以 上

(保健担当局長答弁)

別府議員 2009 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 どのような場合に引き取り拒否しているのか。

具体的な事例で教えて欲しい。

答弁要旨

本市において、引き取りを拒否する主な具体例といたしましては、①飼い主が譲渡先を見つける取組をしない場合、②市が飼い主に対して行う繁殖制限に関する指示に従わない場合、③ペットの病気や老齢を理由に引き取りを求めてくる場合がございます。

以上

(保健担当局長答弁)

別府議員 2010 作成部局 健康福祉局 No. 1

質問要旨 所有者の判明しない猫について、どのような場合に引き取りを拒否しているか、殺処分を了承した場合のみ引き取っているのか。

答弁要旨

所有者の判明しない子猫につきましては、原則引き取ることとなりますが、周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしていない場合や、野良猫に不妊手術をせず、餌やりを続けた結果、子猫が生まれ、その引き取りを繰り返し求めてくる場合などは、引き取りを拒否することがございます。

動物愛護センターに持ち込まれる猫の引き取りにつきましては、必ずしも殺処分を前提としたものではありませんが、見た目だけではわからない疾患を持っている事もあるため、そうした場合は殺処分の可能性がある事をお伝えした上で、引き取りを行っています。

以上

(市長答弁)

別府議員 2011 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 市長がこれからの尼崎市の動物愛護行政について望むことは。

答弁要旨

近年、多くの市民がペットを飼育しており、「家族の一員」や「人生の伴侶」としてペットと暮らす人が増加するなど、人と動物の関わりがより深いものとなっています。

しかし、虐待や遺棄といった動物の生命を軽視する事例も見受けられ、なかでも多頭飼育問題につきましては、周辺的生活環境にまで影響を及ぼす社会問題となっている一方、飼い主は経済的困窮や社会的孤立など、様々な発生要因を抱えています。

こうしたことから、本市におきましては、問題を早期に見出し、速やかに改善・解消できるよう、行政や地域、ボランティア等による重層的な支援に取り組む中で、動物の適正な飼育環境の確保に努めるとともに、殺処分を少しでも減少できるよう、譲渡の促進に向け、動物愛護センターの改修工事を進めているところです。

(次ページへ続く)

本市における動物愛護行政の推進は、多くの市民の皆様のご寄付や、ボランティアの皆様（献身的な）の活動に支えられており、心強く思うとともに、心から感謝を申し上げる次第です。

今後とも、行政と民間団体やボランティアの皆様がそれぞれ（互に）の強みについて相互に理解し、建設的な協議や、より一層の連携を進めていくなかで、理由なき殺処分がゼロとなり、人と動物がともに幸せに暮らせるまちづくりが実現していくことを期待しております。

以上